FMラジオ・エフエム世田谷 83.4メガヘルツ

区長の談話室

放送日時／6月5日(日)・12日(日) 午前11時30分～正午 ※12日は5日の再放送。
問広報広聴課 ☎5432-2009 FAX5432-3001

建物の浸水対策をお願いします

建物に地下や半地下がある場合は、道路との間に止水板等の設置、トイレや浴室が道路面より低い位置にある場合は、逆流防止弁等を設けた汚水用排水ポンプ槽の設置等対策をお願いします。

設計者・工事施工業者等とよく相談して、建物の浸水対策を十分に行い、浸水被害が起こらないように備えましょう。

次の建物は建築前に届出をお願いします

- 建物の周囲の地面または道路面より低い位置に床を有する建物
- 建物の周囲の状況によりトイレ・浴室等の排水が逆流するおそれがある建物
- 世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップの浸水予想区域内の建物

備詳しくは、区のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

問建築調整課 ☎6432-7162 FAX6432-7985

雨水浸透施設・雨水タンクを設置しましょう

雨水浸透施設や雨水タンクの設置に関する助成制度があります。詳しくは、パンフレット(区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、まちづくりセンター等にあり)または、区のホームページをご覧ください。

問豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7963 FAX6432-7993

6月は「浸水対策強化月間」です

都下水道局では、6月を「浸水対策強化月間」と定め、下水道施設の点検を強化しています。また、都下水道局のホームページ東京アメッシュ(HPhttps://tokyo-ame.jwa.or.jp/)では、時間ごとの降雨量の状況を確認することができますので、ぜひご利用ください。

問都下水道局南部下水道事務所世田谷出張所 ☎5477-2120 FAX5477-2124

二子玉川地区の堤防の整備を進めています

元年10月、令和元年東日本台風(台風第19号)により甚大な被害が発生した多摩川流域において、国・都・県・市・区が連携し、2年1月に「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめました。

現在このプロジェクトに基づき、国土交通省京浜河川事務所が、二子玉川地区の堤防の整備を、6年度の完成をめざして進めています。

新しく野川に架かる橋の橋台が完成し、今後、橋げたの設置等に着手する予定です。
(二子玉川駅から野川上流方向を見た写真・イメージ)

二子玉川地区水辺地域づくりワーキング

平成29年度から、国と区で連携し、二子玉川地区の堤防整備の方針や整備内容に関する意見交換を目的として、地元住民の方々や多摩川で活動されている方々と「二子玉川地区水辺地域づくりワーキング」を開催しています。

本記事に関する問合せ先／
玉川総合支所街づくり課 ☎3702-2179 FAX3702-0942
ワーキングに関する問合せ先／
国土交通省京浜河川事務所調査課 ☎045-503-4008 FAX045-503-4058
堤防工事に関する問合せ先／
国土交通省京浜河川事務所田園調布出張所 ☎3721-4288 FAX3721-4289

「多摩川緊急治水対策プロジェクト」については、京浜河川事務所のホームページをご覧ください。

区議会 第2回定例会を開催する予定です

開催予定／ 6月13日(月)～ 22日(水)

本会議の模様は、区役所第1 ～ 3庁舎と総合支所、市民活動支援コーナー(キャロットタワー3階)、区のホームページ 世田谷区議会 でご覧になれます。

FMラジオ・エフエム世田谷（83.4メガヘルツ）では、6月15日(水)から代表質問及び一般質問の録音放送を行う予定です(月～金曜=午後5時から、日曜=午後7時から)。

問区議会事務局 ☎5432-2779 FAX5432-3030

口座振替の登録手続きには便利なWeb口座振替受付サービスをご利用ください

パソコンやスマートフォン等からインターネットで、口座振替（自動払込）のお申込み手続きができます。

科目	問合せ先
特別区民税・都民税(普通徴収)	納税課 ☎5432-2197 FAX5432-3012
国民健康保険料	保険料収納課 ☎5432-2339 FAX5432-3038
後期高齢者医療保険料	国保・年金課 ☎5432-2390 FAX5432-3005
介護保険料	介護保険課 ☎5432-2643 FAX5432-3042
保育料	保育認定・調整課 ☎5432-1200 FAX5432-1506
学童クラブ利用料	児童課 ☎5432-2306 FAX5432-3016
学校給食費	学校健康推進課 ☎5432-2697 FAX5432-3029
区営住宅使用料等	住宅管理課 ☎5432-2498 FAX5432-3040

備詳しくは、区のホームページをご覧ください。

あなたの声を区政に 世田谷区食品ロス削減推進計画(素案)にご意見をいただきました

～主なご意見等と区の考え方の要旨をお知らせします

1月に実施した意見募集では、49人の方からご意見等（58件）をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
食品ロスをなくすために賞味・消費期限を把握して、期限の短いものから食べるように心がけている。期限が過ぎてもまだ食べられる物があると思うので、自分の目と口で確認することができればいい。一人ひとりの気持ちが大切だと感じた。	食品ロス削減へのご協力、ありがとうございます。区民の皆さん一人ひとりの取組みが合わさって、大きな効果を生み出します。多くの方が食品ロス削減に取り組めるよう、今後さまざまな施策を展開していきます。
単身者が増えている等、家族構成に変化が見られているため、区内スーパーでの量り売りを推奨し、パック販売を減らしていく必要がある。	小売店や飲食店の事業者には、食品ロスの削減に向けた協力を引き続き働きかけていきます。食品ロス削減に取り組む事業者には、「せたがやエコフレンドリーショップ」への登録を促し、区のホームページに掲載する等、積極的に支援していくとともに、利用する区民の皆さんにも小盛注文や必要量の購入等、自らも食品ロスの削減に取り組めるよう呼びかけていきます。
海外ではバラ売り、量り売りが当然で、ドギーバッグ（持ち帰り用容器）もどんな店でももらえた。	

意見募集の結果は、区のホームページ(右記二次元コード）または清掃・リサイクル部事業課、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。いただいたご意見を踏まえ、7月に計画を策定する予定です。

問清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3253 FAX6304-3341

区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール
午前8時～午後9時(年中無休)
☎5432-3333
FAX5432-3100

マーク概要
対対象(特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者) 日日時・日程
場会場 ▶当日直接会場へ 講講師 費費用(特に記載がない場合、無料)
備ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子から小学校就学前までが対象)
申申込方法 問問合せ先
eはパソコン、eはパソコン・スマートフォン（一部)で区のホームページ（右記二次元コード）から申込可。※一部対応できない機種があります。

ハガキ・ファクシミリの記入例
●あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504世田谷4-21-27 世田谷区役所へ)
往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
●連記・重複申込不可
●特に条件のある場合は明記します

①行事名(コース)など
②住所
③氏名(ふりがな)
④年齢
⑤電話またはFAX番号
⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

●新聞を定期購読されていないご家庭に、本紙区のおしらせ「せたがや」を無料でお届けします。ご希望の方は、広報広聴課(☎5432-2009 FAX5432-3001)へ電話でお申し込みください。